

児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成 28 年 4 月 8 日  
犯罪対策閣僚会議申合せ  
平成 30 年 12 月 21 日改正  
令和 2 年 12 月 ● 日改正

1 「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」（平成 28 年 3 月 29 日閣議決定）を踏まえ、関係府省庁において、児童の性的搾取等に係る総合的な対策を検討・推進するため、「児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議」（以下「関係府省庁連絡会議」という。）を隨時開催する。

2 関係府省庁連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長 国家公安委員会委員長

構成員 内閣官房内閣審議官

内閣府政策統括官（政策調整共生社会政策担当）

内閣府男女共同参画局長

警察庁生活安全局長

総務省総合通信基盤局長

法務省刑事局長

法務省人権擁護局長

外務省総合外交政策局長

文部科学省総合教育政策局長

厚生労働省子ども家庭局長

経済産業省商務情報政策局長

3 関係府省庁連絡会議の庶務は、関係府省庁の協力を得て、警察庁において処理する。

4 児童ポルノ排除対策ワーキングチームの設置について（平成 21 年 12 月 22 日犯罪対策閣僚会議申合せ）は、廃止する。これに伴い、児童ポルノ排除対策ワーキングチームが決定した事項及び検討した事項等については、関係府省庁連絡会議に引き継がれるものとする。